

【延滞税について】

こんにちは、税務部第3課の野村友美です。
今回は、附帯税の1つである延滞税についてご説明いたします。



1. 附帯税とは？

附帯税とは税金を納めなかったり、納めた金額が過少だったり、期限内に申告しなかった場合にペナルティとして課せられる税金のことです。

国税の場合、附帯税には「加算税」「延滞税」「利子税」の3つに区別されます。
また、加算税は内容に応じて4種類に区分されています。

加算税	課されるケース	課される割合
過少申告加算税	申告・納付した金額が過少な場合	不足した税額の10%(50万超の場合は15%)
無申告加算税	期限まで申告しなかった場合	納付すべき税額の15%(50万超の場合は20%、自己申告の場合は5%)
不納付加算税	源泉所得税額を納めなかった場合	納付すべき税額の10%(自己申告の場合は5%)
重加算税	隠ぺい等が行われていた場合	不足した税額の35%、無申告の場合は40%
延滞税	納付が定められた期限に遅れた場合に課せられます。納付すべき金額を期限から納付までの期間を基に税額計算するため、納付が遅れるほど延滞税も増加します。	
利子税	所得税・相続税・贈与税について延納を行った場合、税法上認められた期間内は、延滞税の代わりに利子税が課せられます。	

2. 延滞税の計算はどうやるの？

納付すべき本税の額(1万円未満切捨て)×延滞税の割合(※)×期日/365＝延滞税の額(100円未満切捨て)

(※)延滞税の割合は納期限から2ヶ月以内に納付する場合と2ヶ月を超えて納付する場合とで異なります。

もし、納付が2ヶ月を超える場合は割合別に計算をし、最後に合算します。

平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合が変わります！！

＜現行＞ 本則 →納期限から2ヶ月以内は**7.3%** 納期限から2ヶ月超は**14.6%**
現行の特例 →納期限から2ヶ月以内は**4.3%**に下げられています。2ヶ月超は本則同様です。
(この現行の特例はH25.12.31迄です)

＜改正後＞ 平成26.1.1～→ 納期限から2ヶ月以内は**3.0%** 納期限から2ヶ月超は**9.3%**に下がります。
この特例における割合は、日本銀行が公表する全国銀行の平均金利をベースにしているため、変わる場合があります。

3. 税務調査で指摘があった場合、過去の申告の延滞期間はどうなるの？

税務調査の時期によって延滞税の期間もかわってしまうという不公平を無くすために、「**延滞税の控除期間の特例**」が適用され、納期限から1年を経過する日の翌日から修正申告書を提出した日又は更正通知書を発した日までは、延滞税の計算期間から控除されます。

例えば、期限内に申告をした者が3年後の調査で指摘を受け修正申告を行う場合、原則であれば法定納期限から修正申告を行う3年間について延滞税が課せられますが、特例を適用する場合、法定納期限から1年分だけ徴収するということになります。この場合の割合は、納期限から2ヶ月以内と同じ割合を適用します。

ただし、重加算税が課される場合は、控除期間の特例や、少ない割合の適用はありません。

最後に、附帯税は税務上の損金として認められないので、無駄な税金を減らすために、期限内納税をしっかりと行いましょう。

今回は延滞税についてお話しましたが、実際の計算や内容は状況に応じて変わることがありますので、詳しくは専門家の方や弊社担当者までお問い合わせください。

(税務部/野村友美)